

## 地方自治の充実による目指すべき地方（国家）像（案）

今、我が国は、戦後の高度経済成長・安定成長期を経て、急激な人口減少問題に直面しており、「少子高齢化」と「都市部への人口集中」が進み、地方が活力を失いつつある。

このような中では、「国民主権」の原則に基づく、主権者たる国民である住民が参画する「地方自治」のさらなる発展により、地方が元気を取り戻し、地方の力を日本の活力として引き出していく新たな国家をつくるべきであり、国・地方が総力を挙げて「地方創生」の実現に向けて取組むことが肝要である。

地方自治法が昭和22年5月3日に施行されて以来、70年を経過し、この間、「機関委任事務の廃止」や「国と地方の協議の場の法制化」など、「国と地方は対等」といえる関係に変遷しており、もはや、地方の存在無くして、国民主権を全うすることはできない。

この変遷を踏まえれば、地方自治の権能は、国民主権を全うする手段として、住民から地方公共団体へ直接授権されたものと考えらるべきである。

しかし一方で、現行憲法においては、地方自治に関し、第8章として、第92条をはじめ4条が定められているものの、具体的には、「地方自治の本旨」など、あまりにも抽象的・理念的であり、このことが様々な混乱を招いていることから、全国知事会は、憲法における地方自治の本旨の明確化等、地方自治の充実に向けて、国民的議論の喚起を求めていくものである。

この地方自治の充実こそが、いずれの地域においても夢を実現することが可能となる地域を形成し、その繋がりが、この国の本来あるべき姿を実現することになるとの認識のもと、憲法をはじめ、地方自治の充実に向けた議論の基本とすべく、次のとおり「地方自治の充実による目指すべき地方（国家）像」を提起する。

## 記

### 【地方（国家）の目指すべき方向】

- 憲法第13条の趣旨を踏まえ、  
住民一人ひとりが、個人として尊重されるとともに、  
自らの意思に基づき、地方自治に参画し、それぞれの地域において、  
自由及び幸福を追求できる国であるべき。

### 【国民主権の原則に基づく地方自治の国政における尊重】

- 主権者たる国民は、地方公共団体の住民である。  
国民主権の原則に基づき、住民が参画する地方自治の発展こそが、  
我が国の民主主義を発展させ、国民福祉の増進を最大化するものであり、  
地方自治は、国政の三権（立法、行政、司法）との関係において最大限、  
尊重されるべき。

### 【地方公共団体の権能】

- 地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、  
国民主権の原則のもと、住民から直接授権されている観点から、  
自主的かつ自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。

### 【国の役割】

- 国は、国家としての存立に関する役割及び  
全国的な視点を必要とする政策に関する役割を担うことを基本とする。

### 【地方の自主性及び自立性を高める国との役割分担等】

- 国と地方は、対等関係のもと、地方の自主性及び自立性が十分に  
発揮されるよう、協議による適切な役割分担を図り、  
連携・協働し、地域の発展に努めるべき。

平成30年7月27日

全国知事会